

民間病院・診療所の皆さまへ

福祉医療貸付部

～働き方改革関連法への対策はお進みですか～

「働き方改革支援資金」のご案内

平成30年に働き方改革関連法が成立し、平成31年度から医療機関は医療従事者等について、時間外労働の上限規制の導入（医師は令和6年4月から適用）、一定日数の年次有給休暇の確実な取得、労働時間の状況の把握の実効性確保等に対応しなければならないこととされました。このような背景を受けて、当機構では働き方改革に取り組むにあたって、一時的に資金が必要となった病院又は診療所に対して、下記の優遇融資を実施しています。

貸付限度額は最大5億円**償還期間は最長10年**

区分	優遇内容
限度額※1	<u>（病院）5億円 （診療所）3億円</u>
貸付利率※2	<u>基準金利+0.3%</u>
償還期間※3 （うち据置期間）	<u>10年以内（4年以内）</u>
取扱期間	<u>令和8年度まで</u>

▼利率表
はこちら

※1 長期運転資金の既往貸付残高がある場合は、上記の貸付限度額から当該残高を控除した額が貸付限度額となります。また、既存の長期運転資金のお借入れと合算して当該限度額を超えることはできません。

※2 利率は、融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。

※3 償還期間によって、据置期間は異なります。

制度の利用にあたっては、**民間金融機関の支援が得られにくい病院又は診療所**に限ります。

**＜融資相談をご希望の皆さまへ＞**

まずはご状況をお伺いいたしますので、
下記の連絡先までお問い合わせ下さい！

●ご融資には担保・保証人（保証人不要制度あり）が必要です。また、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

連絡先

●開設地が東日本(北海道～三重県)：東京本部
福祉医療貸付部 TEL 03-3438-9937
医療審査課 FAX 03-3438-0583

●開設地が西日本(福井県～鹿児島県)：大阪支店
大阪支店 TEL 06-6252-0219
医療審査課 FAX 06-6252-0240

独立行政法人 福祉医療機構ホームページアドレス <https://www.wam.go.jp/hp>